

## 一般社団法人南アルプス市観光協会臨時職員等管理規程

### (目的)

- 第1条 この規程は、一般社団法人南アルプス市観光協会（以下「協会」という。）の職員のうち、臨時職員及び非常勤臨時職員等（以下これらの職員を「臨時職員」という。）の就業や服務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令に定めるところによる。

### (臨時職員)

第2条 この規程で、臨時職員とは次のとおりとする。

- (1) 常勤臨時職員
- (2) 非常勤臨時職員
- (3) パートタイム臨時職員

### (採用等)

- 第3条 臨時職員の選考は、書類選考及び面接等の方法により行う。
- 2 新に採用しようとするものの年齢は、4月1日現在において60歳未満とする。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りでない。
- 3 採用日から1ヵ月間は試用期間を置く。また、再度の雇用においても、その都度試用期間を置く。
- 4 試用期間中、職員として不適格と認めたときは、いつでも解雇することができる。

### (雇用期間)

第4条 臨時職員の雇用期間は一会計年度を単位とする。ただし、年度途中で雇用された者の雇用期間は、当該雇用の日から当該年度の末日までの期間とする。

### (採用の辞令)

第5条 臨時職員の採用の決定は、採用しようとする者に、賃金その他の条件を明示した上で、賃金及び雇用期間を記載し、辞令を交付して行う。ただし、5日以下の雇用期間の場合はこの限りでない。

### (服務)

- 第6条 臨時職員は、その職務遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
- 2 臨時職員は、その職務を遂行するにあたって法令及びこの規程に従い、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- 3 臨時職員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 4 臨時職員は、上司の許可があつた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (退職等)

第7条 臨時職員は、任期の満了により退職するものとする。この場合は、原則として雇用期間満了日の30日前までに当該職員に対して、雇用期間の満了とともに退職になる旨を通知しなければならない。

2 臨時職員は、雇用期間の満了前であっても、会長に申し出ることにより退職することができる。この場合は、原則として退職しようとする日の30日前までに退職願を会長に提出しなければならない。

(勤務時間)

第8条 原則として常勤及び非常勤臨時職員の1日の勤務時間は7時間45分とし、パートタイム臨時職員の勤務時間は7時間30分以内とする。

2 臨時職員の休憩時間は協会事務局職員の例による。

(休日)

第9条 臨時職員の勤務を要しない日、休日は、次のとおりとする。

(1) 1週につき2日又は4週を通じて8日以上の日を非定例日とし、協会の定める勤務シフトによる。ただし、非常勤臨時職員及びパートタイム臨時職員は除く。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(旅費)

第10条 臨時職員が会務のため出張するときは、協会事務局職員の例による。

(休暇の種類)

第11条 臨時職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる臨時職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる臨時職員以外の臨時職員1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第1の任期の区分ごとに定める日数

(2) 任期の満了により退職した後に同一年度内においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する臨時職員又は任期が更新された臨時職員（次号に掲げる臨時職員を除く。）当該任用又は更新よりも前の同一年度内における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号を適用して得られる日数（当該年度において同号の規定により取得した年次休暇があるときは、当該取得した日数分を控除した後の日数）

(3) 任期の満了により退職した後に翌年度内においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する臨時職員1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数の区分ごとに定める日数

2 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

3 会長は、年次有給休暇を臨時職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

4 1時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でない臨時職員にあっては、勤

務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間）をいう。）をもって1日とする。

- 5 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、翌年度（年度の途中に付与された年次有給休暇にあつては、翌々年度におけるその付与された月の前月まで）に繰り越すことができる。

（特別休暇）

第13条 臨時職員に別表第3の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

- 2 臨時職員に別表第4の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

- 3 別表第4の第4号及び第5号の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

- 4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

- 5 前条第4項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

（介護休暇）

第14条 介護休暇の取扱いについては、南アルプス市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の例による。

- 2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

（介護時間）

第15条 介護時間の取扱いについては、南アルプス市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の例による。

- 2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

（休暇の承認等）

第16条 特別休暇（別表第4の第1号及び2号を除く。）の承認及び休暇の請求等の手続については、協会事務局職員の例による。

（分限）

第17条 会長は、臨時職員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者をその意に反して解雇することができる。

- （1）勤務成績が良くない場合
- （2）心身の故障により職務遂行に支障（1箇月以上）があり、又は職務に堪えない場合
- （3）その職に必要な適格性を欠く場合
- （4）職制の改廃若しくは予算の減少により過員あるいは廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合
- （5）天災地変その他やむを得ない事情により事務又は事業の継続が不可能となった場合

- (6) 刑事事件に関し起訴された場合
- (7) 分限懲戒の事由に該当し、解雇することが相当と認められる場合
- (8) 第6条の規定に違反した場合

3 前項の規定により解雇しようとする場合は、原則として30日前までに、その予告をしなければならない。ただし、臨時職員の責めに帰する理由により解雇する場合は、この限りでない。

(社会保険等)

第18条 臨時職員のうち雇用保険法（昭和49年法律第116号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び健康保険法（大正11年法律第70号）の適用要件に該当する者は、当該各法に基づく保険の被保険者とする。

(災害補償等)

第19条 臨時職員の会務上又は通勤途上における災害に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

2 健康管理等については、協会事務局職員に準ずる。ただし、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく職場の健康診断については、原則として前条に規定する厚生年金保険法及び健康保険法の被保険者のみとする。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで	
任期	6月を超え 1年以下	10日	7日	5日	3日	1日
	5月を超え 6月以下	7日	5日	4日	2日	1日
	4月を超え 5月以下	5日	3日	2日	1日	1日
	3月を超え 4月以下	3日	2日	1日	1日	0日

2月を超え 3月以下	2日	1日	1日	0日	0日
1月を超え 2月以下	1日	0日	0日	0日	0日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第2（第12条関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで	
継続勤務期 間の初日の 属する年度 から現年度 までの年度 数	1年度	11日	8日	6日	4日	2日
	2年度	12日	9日	6日	4日	2日
	3年度	14日	10日	8日	5日	2日
	4年度	16日	12日	9日	6日	3日
	5年度	18日	13日	10日	6日	3日
	6年度以上	20日	15日	11日	7日	3日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第3（第13条関係）

事 由	期 間
(1) 臨時職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(2) 臨時職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	同上
(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、臨時職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 臨時職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該臨時職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 臨時職員及び当該臨時職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該臨時職員以外にはそれらの確保を行うことが	7日の範囲内の期間

できないとき。	
(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により臨時職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、臨時職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	同上
(6) 臨時職員の親族（別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、臨時職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
(7) 妊娠中の女性の臨時職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき。	当該臨時職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間
(8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により交通を制限され、又は遮断された場合	必要と認められる期間
(9) 臨時職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	連続する5日間の範囲内の期間
(10) 臨時職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	原則として3日の範囲内の期間で勤務時間に応じた日数

別表第4（第13条関係）

事 由	期 間
(1) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の臨時職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(2) 女性の臨時職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の臨時職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
(3) 生後1年に達しない子を育てる臨時職員が、その子の保育のために必要と	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の臨時職員にあっては、その子の当該臨時職員

<p>認められる授乳等を行う場合</p>	<p>以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該臨時職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回の期間を差し引いた期間を超えない期間</p>
<p>(4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する臨時職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして会長の定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない臨時職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、会長の定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(5) 要介護者の介護その他会長の定める者の世話をを行う臨時職員（1週間の勤務</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの</p>

<p>日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているもの)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>勤務時間の時間数が同一でない臨時職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、会長の定める時間)の範囲内の期間</p>
<p>(6) 女性の臨時職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(7) 女性の臨時職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(8) 臨時職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(9) 臨時職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前3号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>一の年度において別表第6の定める期間</p>
<p>(10) 臨時職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p>	<p>必要と認められる期間</p>



(11) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の臨時職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）と、その都度必要と認められる時間
(12) 妊娠中の女性の臨時職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	当該臨時職員について定められた勤務時間の始め又は終りにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

別表第5（第13条関係）

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（臨時職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（臨時職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（臨時職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（臨時職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（臨時職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

別表第6（第13条関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。